Cutting-Edge［カティング・エッジ］
ジェンダー問題解決のカギを提示する最前線書誌情報誌
2020.2. 第68号
ムーブ発

ジェンダー・エッセイ

若者におけるフェミニズム・ジェンダーの「流行」とバックラッシュ

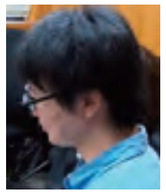

前之園（まえのその） 和喜（かずき）
一橋大学 大学院生
一橋大学 大学院 社会学研究科
教授 佐藤文香（さとう ふみか） 監修

近年、#MeToo運動やちゃぶ台返し女子アクションの活動など、高校生や大学生など、若者の間でフェミニズムやジェンダーに関する動きが活発になっています。プチブームとも言えそうなこの関心の高まりを反映して、インターネットやSNSでも、フェミニズム・ジェンダーを巡る議論が活発に行われています。しかし、中にはフェミニズム的な主張をする人・ジェンダーにまつわる問題提起をする人に対し、誤解や偏見に基づいた攻撃も起こっているように見受けられます。例えば、痴漢などの性暴力被害を問題にしている人に対して「冤罪もあるんだよなぁ（笑）」と論点をすりかえるようなリプライを送ったり、活動している人のアカウントをつるし上げたりといった光景は、残念ながら頻繁（ひんぱん）に観察することができます。こうした巻き返し＝バックラッシュが、フェミニズム・ジェンダーの「流行」と同時に起こっているのが、今日の日本の状況だと言えるでしょう。

私たち、一橋大学社会学部佐藤文香ゼミナールの学生たちは、こうした状況の中で、友人や知人からジェンダーにまつわる疑問や不満を投げかけられるといった経験を数多くしてきました。例えば、「女性専用車両って男性への逆差別じゃない?」、「性行為しておいて後から『あれはレイプだった』っておかしくない?」といった問いかけです。答えに窮したり、ふがいない思いをしたりした経験を基に、昨春『大学生がジェンダーについて真剣に考えてみた―あなたがあなたらしくいられるための29問』（明石書店）を刊行しました。

この本は、ジェンダーに関する身近な質問を集め、初心者にも分かりやすく答えたQ&A集です。回答には、若者のフェミニズム・ジェンダーへの関心の高まりを一過性のものとして終わらせず、誤解や偏見によって傷つく人を少しでも減らしたいという願いを込めました。Q&Aという形式をとってはいますが、唯一絶対の解というよりも、あり得る一つの選択肢としての回答を提示することにより、読者の間に対話や議論を促すことができるよう心がけました。SNSなどで、無知や偏見から不用意に他の人を傷つけることがないよう、性暴力などタブー視されている問題も含めて、ジェンダーについての議論の輪が広がっていくことを通じて、本書がバックラッシュへの対抗に少しでも寄与することを願っています。

& MORE

テーマ「イクメンと呼ばないで」

伊藤（いとう） 公雄（きみお） 京都大学・大阪大学名誉教授

- 僕たちは育児のモヤモヤをもっと語っていいと思う
- 常見 陽平 著
- 自由国民社
- 2019年初版
- 1,200円（税別）

2人いる子ども（上が女、下が男）が小さかったもう30年近く前、こんなことを口走ったことがある。「誰に飯を食わせてもらっているんだ」。もちろん、共働きだったので、「誰の稼ぎで生活しているのか」ということではない。誰が主に料理をしているのか、ということが「主張」したかったのだ。でも、他の家族3人は黙々と食事を続けている。この本を読みながら、30年近く前の「面白い冗談だと思ったのに（誰も反応してくれない）」という「モヤモヤ」した気分を思い出した。

著者の常見さんは、当時のぼくと同様「働く主夫」（今でも、料理、買い物、洗濯は基本的にぼくの仕事だ）。ここで書かれている「育児のモヤモヤ」は、多くの男性たちに気がついてもらいたいことばかりだ。と同時に、常見さんの、頭でっかちでない「対等な関係」も好ましい。「家事も、分担ではなく、やりくり」という主張や、「イクメン」なんて無理にアピールする必要もない、というのは全くそのとおり。どんな生活スタイルがいいかは、家族次第だ。でも、本書でもふれている家事・育児＝アンペイドワーク（無償労働）のきちんとした評価は、男女共に持っていた方がいい。多くの男性に読んでもらいたい一冊だ。

MOVE この人にきく

DV防止法の抜本的な改正を

戒能（かいのう） 民江（たみえ）
お茶の水女子大学
名誉教授

DV防止法は2001年に制定・施行されて以来、4回の改正を重ねてきた。2019年6月の同法一部改正は、同年1月に発覚した野田市児童虐待死事件を契機に児童相談所と女性相談所の連携を定めたものである。2019年改正では野党提案の改正案を踏まえて、改正法の附則に、通報の対象となるDVの形態、保護命令申立権者の範囲拡大およびDV加害者更生指導について施行後3年を目途に検討すると規定した。

野田市事件は前年に起きた東京都目黒区事件とともに、社会に大きな衝撃を与えたが、両事件ともDV事件であり、DVと児童虐待は一体として起きるという認識は社会的に共有されなかった。両事件の母親に対する裁判の一審判決を見ても、夫の妻に対するDVの存在自体は認めていても、母親としての責任のみが強調され、なぜ、母親は子どもを助けられない状況になったのか、DVの精神的影響の深刻さはほとんど考慮されなかった。また、暴力による家族の支配としてのDVと児童虐待の構造的理解も深められないままである。さらに、二つの事件に共通するDV被害者の社会的孤立や相談のハードルの高さ、DVを重視しない自治体行政の姿勢も問題視されなければならない。

二つの事件からは、DV防止法の改正課題が明らかになった。児童虐待とDV対応との連携強化に加えて、保護命令申立理由に精神的DVを加えること、年齢を考慮しながらも、子どもを「同伴児」ではなく、独立のDV被害者として位置付けることなど、早急に検討すべきである。精神的暴力による保護命令申立を認めるべきだという声は以前から強かったが、きわめて多くのDV被害者が「心理的攻撃や精神的苦痛」を経験していることや継続的に行われる、見えにくい支配の手段としての精神的暴力の加害性を考慮する必要がある。

近年、DV防止法自体の制度疲労ともいうべき状況にも注目すべきである。DV相談件数は10万件～11万件ほどの高止まりを示している一方で、もともと停滞していたDV被害者の一時保護件数と保護命令発令件数の急激な減少傾向が示すように、被害者の安全確保を目的とした中核的制度が機能不全の様相を呈している。使いづらさや実効性のなさ、一時保護の要件の厳しさや一時保護所での不合理な規則など、抜本的に見直す時期に来ている。そもそも、被害者が加害者から避難することを前提とした制度設計自体を問い直さなければならない。加害者の緊急退去命令や被害者支援の強化を図り、被害者の権利として、避難することも住まいにとどまることも選択できる制度を用意した「イスタンブール条約」（2011年ヨーロッパ評議会採択）の思想を学びたい。

DV防止法の被害者支援システムは売春防止法に法的根拠を持つ婦人保護事業を「転用」しているが、売防法体制から脱却した新たな女性支援法構想の具体化が始まっている。自立支援の法的根拠や多様なニーズに対応できる支援制度の整備など、DV防止法にも影響を与えることになる。人権アプローチに基づく女性支援法の実現への期待は大きい。

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4
Tel: 093-583-3939　ホームページ: http://www.kitakyu-move.jp
Fax: 093-583-5107　E-Mail: move@move-kitakyu.jp

Cutting-Edge 第68号
発行 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
発行日 2020年2月29日
指定管理者は（公財）アジア女性交流・研究フォーラム

ムーブの Facebook ページでも色々な情報を発信しています。
アクセスはムーブHPから。